

令和8年高島市教育委員会
第2回臨時会議事日程

日 時 令和8年3月30日(月)
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

委員 委員

3. 議事

- 日程第1 議第19号 高島市学校給食献立検討および物資選定委員会設置要綱案
- 日程第2 議第20号 高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および解嘱について
- 日程第3 議第21号 小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について
- 日程第4 議第22号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について
- 日程第5 議第23号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案

4. 報告

- 報告第7号 高島市高島B&G海洋センターの開館時間の変更について
- 報告第8号 高島市今津屋根付き運動場サンルーフ今津ほか3施設の開場等の時間変更について

5. 今後の日程

令和8年教育委員会第4回定例会
日時：令和8年4月20日(月)午後2時00分
場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和8年 第2回臨時会座席表

入口

橋本委員	川島教育長		高木委員
地村委員			森委員

野崎 スポーツ振興 部次長	赤水 スポーツ振興 部長	保木 教育指導部 次長	川原林 教育指導部長	吉原 教育総務部 次長	饗庭 教育総務部長
---------------------	--------------------	-------------------	---------------	-------------------	--------------

加藤 市民スポーツ 課長	横井川 学校給食課長	上原 マキノ小学校 建設課長	保木 学校教育課長	前田 教育総務課長	中川 教育総務部 次長
--------------------	---------------	----------------------	--------------	--------------	-------------------

入口

中村 教育総務課 主任	林 教育総務課 参事	佐藤 文化ホール 館長	山本 文化財課長
-------------------	------------------	-------------------	-------------

傍聴席

議第19号

高島市学校給食献立検討および物資選定委員会設置要綱案

上記の議案を提出する。

令和8年3月30日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市学校給食献立検討および物資選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 学校給食の献立に関する事項を検討するとともに、安全で良質な物資を適正に選定するため、高島市学校給食献立検討および物資選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 学校給食の献立の検討に関すること。
- (2) 学校給食に必要な物資の選定に関すること。
- (3) 前2号に係る調査研究に関すること。
- (4) その他献立の検討および物資の選定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱または任命する。

- (1) 小学校および中学校の保護者を代表する者
- (2) 小学校および中学校の学校給食主任を代表する者
- (3) 栄養教諭または栄養士
- (4) 学校給食調理業務を代表する者
- (5) 教育委員会事務局職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育指導部学校給食センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

議第20号

高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および解嘱について
上記の議案を提出する。

令和8年3月30日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および解嘱について

高島市マキノ小学校開校準備協議会設置要綱（令和6年高島市教育委員会告示第15号）第3条第2項の規定に基づき、別紙のとおり高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および解嘱につき、議決を求める。

別紙

高島市マキノ小学校開校準備協議会委員

委嘱

区分	委員種別	氏名	備考
4号	小学校の保護者を代表する者	藤沢 嘉孝	令和8年度 マキノ東小学校PTA会長
		辻 悠斗	令和8年度 マキノ南小学校PTA会長
5号	マキノ東こども園の保護者を代表する者	山口 里美	令和8年度 保護者会副会長
	マキノ西こども園の保護者を代表する者	上川 新也	令和8年度 保護者会副会長

任期：令和8年4月1日から開校日の前年度の3月31日まで
(前任者の残任期間)

解嘱

区分	委員種別	氏名	備考
4号	小学校の保護者を代表する者	荻田 翼	マキノ東小学校PTA役員改選のため (令和7年度 PTA会長)
		西澤 喬之	マキノ南小学校PTA役員改選のため (令和7年度 PTA会長)
5号	マキノ東こども園の保護者を代表する者	沢原 かや	保護者会役員改選のため (令和7年度 保護者会会長)
	マキノ西こども園の保護者を代表する者	(垣貫 宏貴)	保護者会役員改選のため (令和7年度 保護者会会長)

任期：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 23 号

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 30 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（令和 8 年高島市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項中第 6 条第 3 項第 9 号および第 4 項を改める改正規定を次のように改める。

第 6 条第 3 項第 3 号中「商工観光部観光振興課長」を「商工観光部観光振興局観光ツーリズム課長」に改め、同項第 9 号中「教育総務部文化財課長」を「文化スポーツ部文化財課長」に改め、同条第 4 項中「文化財課長」を「文化スポーツ部文化財課長」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

高島市重要文化的景観整備活用委員会規則

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(行政連絡会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>商工観光部観光振興課長</u></p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>(4)~(9) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(行政連絡会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>商工観光部観光振興局観光ツーリズム課長</u></p> <p>(4)~(9) (略)</p> <p>4 (略)</p>

報告第7号

高島市高島B&G海洋センターの開館時間の変更について

高島市高島B&G海洋センターの設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第365号）第12条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり高島市高島B&G海洋センターの開館時間の変更を承認したので報告する。

令和8年3月30日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

1 開館時間を変更する施設区分および日時

令和8年4月1日（水）から4月30日（木）まで

施設区分	通常の間	変更後の時間
体育館	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後6時まで
温水プール	（夜間） 午後6時から午後9時まで	（夜間） 休止
ジムルーム	（午後・夜間） 午後1時30分から 午後9時30分まで	（午後・夜間） 午後1時30分から 午後4時30分まで
屋根付多目的広場	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後6時まで
運動公園グラウンド	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後6時まで

2 変更理由

夜間の安全管理運営体制を整えるため

3 利用者への周知方法

ホームページ、防災行政無線および開館時間変更の予告ポスターの施設内掲示

報告第8号

高島市今津屋根付き運動場サンルーフ今津ほか3施設の開場等の時間変更について

高島市今津屋根付き運動場の設置および管理に関する条例（平成24年高島市条例第28号）第11条、高島市今津B&G海洋センターの設置および管理に関する条例（平成24年高島市条例第29号）第12条、高島市今津山村広場の設置および管理に関する条例（平成24年高島市条例第30号）第11条、高島市今津総合運動公園の設置および管理に関する条例（平成24年高島市条例第31号）第12条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり高島市今津屋根付き運動場サンルーフ今津ほか3施設の開場等の時間変更を承認したので報告する。

令和8年3月30日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

1 変更する施設名および日時

令和8年4月13日（月）

施設名	通常の間	変更後の時間
今津屋根付き運動場 サンルーフ今津	午前9時から午後9 時まで	午後5時から午後9 時まで
今津B&G海洋セン ター	午前9時30分から 午後9時まで	午後4時から午後9 時まで
今津山村広場	午前9時から午後1 0時まで	午後5時から午後1 0時まで
今津総合運動公園	午前8時30分から 午後10時まで	午後5時から午後1 0時まで

2 変更理由

電気設備点検を実施するため

3 利用者への周知方法

ホームページ、防災行政無線および開場等の時間変更の予告ポスターの施設内掲示